

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング（7）」

2. 日時：令和3年8月6日（金）13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、大橋管理官補佐、田尻主任安全審査官、藤原安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

コメント管理表（再処理事業変更許可申請（有毒ガス））

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000081.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html)

- ・ 令和3年7月16日

「日本原燃（株）再処理施設の事業変更許可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それでは、或いは3年8月6日、事業変更許可有毒ガス廃棄物施設の供用の事業変更許可に関するヒアリングを開始します。
0:00:15	本日は時どうも町おこし対応となりますので、所則ええと名前を明記明示した上で、発言を行うようお願いいたします。不徹底非開示情報発言した場合は箇所を特定してと訂正をお願いいたします。
0:00:32	また出席者ですけれども、本日は後で遅れてきますけれども、コサク調査官程度タジリ審査官。
0:00:40	オオハシ補佐、河原崎専門職、
0:00:46	そしてWeb参加で。
0:00:48	タカナシ専門職 10日専門職フジワラ審査官となっております。
0:00:56	それではタカナシ専門職からよろしくお願いいたします。
0:01:03	はいありがとうございます軽重タカナシです。本日前回のヒアリングで提出することでしていただくとなっていたコメント管理表につきましてその認識とですね、それからあと、内容確認をさせていただくということでよろしくお願いいたします。
0:01:24	まず規制庁タカナシですけれども、まず初めにですねちょっと下の
0:01:30	可能性が昨日の平野市や8月2日に1回暫定版という形でコメント修正版が管理表が出てですね、昨日だと思んですけども、修正版が出たという認識なんですけれどもそれはそれでよろしいでしょうか。ちょっと1点確認なんですけれども、
0:01:49	多分耐え日本前面のすらすらです。はい。その認識で変わりありません。
0:01:56	規制庁タカナシですありがとうございます。ちょっと何点かちょっとKF見ると、普通の企業で初めてありますので、もしかしたらですねちょっと指摘事項がおかしいというか前提ところがあるかもしれませんのでその場合はご指摘いただければと思います。
0:02:13	まず初めになんですけれども、簡単ハバサキはじめには一番初めちょっと簡単な確認追加の資料のコメントというかですね、なんですけれども、今回コメント環境項目でやってる分類をしてまとめてですね整理していただいていると思いますけど、これまで高浜と同じ形になっていると思うんですけども、
0:02:33	例えば分類がどうこうということはちょっと置いていてですね。ただこのこの対岸のタジリとわかりやすいところもある反面ですね。
0:02:40	海とか追加された時にですね、コミュニティの例えば参照関係はコメント番号のつけ方でそういうところがですね、木材ずれが起こったりするっていうことも考えられますので、その辺りのところで今後充実で整理を進めていただくようお願いいたします。これはコメントです。

0:03:07	1 回ちょっと話ですよろしければ次 2 月いただきますけれども、
0:03:12	4 番目のメールし、今の件、了解いたしましたこれから別のこの件につきましてはその時系列でちゃんとまとめてですね、対応したいと思います。
0:03:26	規制庁の間接よろしくお願ひします。それでは続けてコメント低下の確認をさせていただきます。
0:03:33	えっとですねまずですね。うんと、
0:03:40	すいません、日本原燃の光永です。部分連絡会もですね、出席者のこれからの方させていただきますよろしいでしょうか。水崎岩島すいません続きまして、
0:03:53	本日は、断面それぞれ事業部の出席者ですが、菅原ほか、鈴木ミウラさんまだただ国税
0:04:06	平気だ。
0:04:07	趣味ヤマハメーター正側以西が名登記ハマナカ対馬皆様のメンタルデータベースと提供できます。以上です。
0:04:22	形状の関係なんです。ありがとうございます。すいません。ちょっとあの責任てしまいました。
0:04:27	なのでちょっと一応コメント作り方のやつを図る必要がないのでコメント一番繰り返しますと分類について整理の形で整理させていただいておりますので、コメントの追加されたときの整理のし直しのところの地域お願いしますということで、よろしくお願いします。
0:04:45	続けてコメントいたします。
0:04:50	回位の分類でいきますと、
0:04:56	うん。
0:04:59	このコメント前いくつか同じ系統で同様のコメントについてはまとめるということで整備をしていただいていると思うんですけども、それはそれで考え方としてあると。
0:05:10	でも、その同じコメントっていうところにもちょっといくつか系統があるというふうに思っております、例えばですね、以前コメントしたことに対して、まだリアクションがない、こういった対応というのは確認できないので、込とどうですかっという意味での同じコメントをしてる場合というのがあると思うんですね。
0:05:28	そういう場合には、結局までコメント対応がまたへの確認してないということなので、要は一番古いほうのコメントにまとめてその回答いただくっていう形っていうのがあるのかなとは思いますが、一方で、コメントしたことによってですね、例えば資料のつくり込みを変えたとか或いは資料そのものを開拓構成はいろいろあると思うんです。

0:05:48	ポイドによってまた新しく違う資料違う言い方変ですけども、なんかは変わったことによって、またそこでまた同様に同じようなコメントを受けたというようなケースもあると思います。
0:06:00	その場合には、なコメントとしては同じかもしれませんが、新たにこういったということになりますので、そういったところはしっかりと区別してですね、要は対応の経費ですとか関係性みたいなものですね、それがしっかりわかるような形の整理ということをお願いしたいと思っております。
0:06:19	その辺りのところはいかがでしょうか。
0:06:26	日本原燃の三浦です。
0:06:28	いわゆる斜面今回このコメントをまとめるに当たりましてですね、その過去のコメントなやりとりもちょっと考慮いたしましてなんか
0:06:41	営業補償においてですね、以下お金ですねこまとめとは違うなど考えております。
0:06:48	規制庁コサクですけど、すみません、
0:06:51	児童文字起こしをするので、発話はゆっくりと
0:06:57	一言一言がわかるようにしてください。今回準じコメント管理表作っていくというのではなくて、これまでのものをまとめたというところでスタートをしているので、今話になった時系列っていうのがわかりにくく、
0:07:15	なってしまうのしょうがないなと思うんですけど。
0:07:19	一方で
0:07:21	特に一番とか、
0:07:23	のコメントというのは脈々と
0:07:28	時系列が出たというところがありつつ、内容はまだ終わっていません。
0:07:35	対応状況にも作成中とか予定とかが書いてあるんですけど。
0:07:41	といってもここは後ろのコメントにもそれぞれ書いてあるように、No.1での整理でどうこうという話がいっぱいあるんですけど。
0:07:51	その対応それぞれの中でコメントを5番以降とかにやっているわけで、
0:07:57	5番以降でやってるやつを全部一番に一番に一番に言われてしまうと。
0:08:02	それぞれの対応が具体的にどう展開してるのかっていうのわからない感じになっちゃうので、
0:08:08	従来の設工認とかでやっているコメント管理表であれば、
0:08:13	包含してやってるところは包含して一般論として書ける範囲にしておいて、
0:08:20	個々の対応については5番以降のところに対応しますと、
0:08:25	いうことで飛ばしていくと。
0:08:29	いうことそれによって具体化するものはこのところに対応方針を示すというふうにされているんですけど。

0:08:38	現状だと個々の対応というのが読めないような感じになっちゃってるんですけどそのあたりどうされるおつもりですか。
0:08:58	日本原燃の羽田でございます。
0:09:01	こちら画面に表示されているものが8月2日に感染こうして御提出した資料になっておりまして、
0:09:14	8月の1か、昨日8月6日付で出したコメントたび管理表のほうには、
0:09:26	具体的な対応を一つ一つ
0:09:30	入試とアンサー直営長期対策ですけど私はもういいかってのを見ていて、
0:09:35	6日付のものでも、ここに具体的にとは言ったところで、結局、内容は、
0:09:45	No.1の回答で対応しますとかですね。
0:09:49	いう事でしかないところがちょこちょこあったんですよ。
0:10:09	規制庁コサクです。具体的にはというのでよと思ってて、それぞれの書きぶりが微妙なので、例えばといったところができているのかわかんないんですけど。
0:10:24	そうですね一番は、
0:10:30	No.1のコメント等が結局はすべてで、
0:10:35	その
0:10:37	内数としてNo.5があったり、
0:10:43	No.9があったりというようなことなんですけど。
0:10:48	そのコメントの関係性がこれだとわからないなあということ。
0:10:55	なんですよ。
0:10:59	No.1で書き切っているのであれば、No.9でとの関係はどうですかとかですね。
0:11:09	いうところもあるんですけど、No.1で書き切る必要もないかなと思ってて、
0:11:18	さらに、
0:11:20	ナンバー9だと整理結果がわかるようにすると。
0:11:27	いう方針がありますけど。
0:11:30	じゃあ、方針は、
0:11:33	No.1ではどうなってるのかと。
0:11:36	たときに同じようなことが書かれてないとNo.1はクローズしないんですけど。
0:11:42	同じことを書いてもしょうがないよねと思ったら、No.1のところ、この観点はNo.9で対応しますと振っておけば、No.9が対応されることによって何倍積クローズしていくと。
0:11:55	いうことで対応が重複なく、
0:11:59	分解をして整理していけるっていうことになるんですけど。

0:12:05	そういった論点をちゃんと整理をして一つ一つ潰し込んでいくっていう作業にこれだとならないんじゃないかなというところ。
0:12:14	です。
0:12:23	ちなみに今の9番と、一番の話でいうと、9番は別紙2-2でっていうところで一番最初に書かれていて、
0:12:31	ナンバー1に行くと別紙2-2については第2段落に書かれていて、これで括弧内のところで作成中とか展開する予定と
0:12:42	YKTあるということで、9番と重複した感じになっている。
0:12:48	ですよ。内容的に本当に重複があるのかどうかわかりませんが。
0:12:59	1以上の点で
0:13:01	各書類でどう対応していくのかっていうことに
0:13:05	少なくとも前回の資料提示のときにですね。
0:13:12	今後こういうような資料構成の中でそれぞれこういう議論をしていきたいと思いますという話はイメージ合わせができていたはずなので、
0:13:20	そういったところで書類なり作業の体系に合わせてコメントについても分解をして一つ一つ処理していくということにさせていただけたらと思うんですけど、よろしいですか。
0:13:38	年目のメールペースで今ご意見わかりましたレートですね、回答のところですね重複してる部分がちょっと見受けられますので、そこですね、修正いたしまして、市、それぞれの機能コメントに対して、
0:13:54	シンプルにですね、できるんだけど事業関係立ちたいと思います。
0:14:01	はい、規制庁コサクですよろしくお願ひします。前回のときもそうでしたけど今のシンプルに回答っていうところで結構だと思いますので、今回のやつは、
0:14:11	思いのほか丁寧ですね実情書いていただいたような気はするんですけど、丁寧でやるのがちゃんと伝わりやすいかというところでもないんで、シンプルで構いませんので、
0:14:25	ポイントが抑えられるようにしていただければと思いますので、感じなのは今後各説明資料を提示されるときに、その資料の方向性がどういうものかということが資料の中で、
0:14:41	意識合わせができていけば、提示されたときに、誤解なく読んでいけるということだと思いますので、その趣旨で書き込んでいかいただければと思います。よろしくお願ひします。
0:14:56	日本原燃の三浦です。了解いたしました。
0:15:08	規制庁タカナシですねとよろしいでしょうか。
0:15:13	それではちょっと続けてちょっと少し確認とコメントをさせていただきたいと思ひます。

0:15:19	ちょっと今シンプルな記載っていうことがあったのでこれはちょっとあの確認というか質問なんですけれども、この資料管理表でですね、現年回答というところと状況が対応状況という記載があるかと思うんですけれども、
0:15:34	1のところから採用ちょっと状況につきましては、反映済みですかその結果がどうかということではなくてですね、ひずみですか対応できるような記載がある一方で、物によってですね何か修正するとか、シミズみたいな感じでな。
0:15:52	これからの作業更新ある一定量回答のほうに近いような記載もあったりするんですが、この二つの整理の関係というのをちょっと説明していただけますでしょうか。
0:16:09	日本原燃遅れてございます。現年回答のところに記載しているのは回答としてやるべきことを書いてまして対応状況に書いてあるやつはですねその中で、何他やるやるという宣言してたの原燃回答の中でやると宣言。
0:16:29	そしてトップところがありますので、それに対して一つ一つこの部分については、例えば反映済みですと、この部分についてはまだやってないのでこれからやりますという意味で何々をすると、そういうような形で、
0:16:44	記載しております。ですので回答の部分と一部重複してる内容はあるとあるとありますけれどもそういうふうに分けて記載してますので、今のように、一部原燃回答引っ張ってきたような文章が書かれてるというような形になっております。
0:17:06	規制庁タカナシですありがとうございますということは回答のほうを行ってればの対応の方針のようなもので対応状況の報告の具体的な対応を欠いているとそういうような認識でよろしいでしょうか。
0:17:19	日本原燃遅れそうですね等具体的な対応が書いてそれがどういう状況なのかっていうところ書いているということです。
0:17:29	規制庁の話です。ありがとうございます。
0:17:32	すいません規制庁田尻です。今のお話で、例えばハチバンとかでもハチバンに限らずなんですけど、対応状況でさっき回答の通りTてるやつが何個かあって、
0:17:43	今のお話だと原燃回答なんか。
0:17:48	何か考え方みたいな書いてあるだけのやつはさっき回答の統一のなぜ理解はできるんですけど、これさっき回答の通りというふうに言うときは何かルールがあるもんですけど、今のお話だと書き分けるという話と今のは何かいまいち整合しなかったんですけど。
0:18:08	規制庁田尻ですわかりやすく言うと、5番だと、先に記載した抽出方針の詳細はここに反映しましたっていう、対応状況が書いてあって、

0:18:19	家庭等先ほど 8 番とかになると整理するってさっき回答の通り行って整理するんだ、いつとかっていうのがわからないっていう意図なんですけど。
0:18:29	日本原燃遅れてございます。本来であればこの先回答の通りというのはこの原燃回答で私これはこういうふうに考えてますで話が終わるものであればさっき回答通りで考えていてそれは反映します反映しましたであれば対応状況のところに、
0:18:48	その旨をナンバー5 のように書くべきところをちょっと失礼しました層この先回答の通りで話が終わってしまっていますけども、これだからナンバー値なんかはNo.5 のように記載するべきでした。
0:19:04	規制庁田尻です。分けて原燃回答のところ、先ほど言われたように、対応方針が書かれていて対応状況のところに関してはどの資料に反映したとやるとカードの資料に反映しようとしているっていう現状が書かれていることで理解しました。とございます。
0:19:20	規制庁コサクです。
0:19:24	大枠の方針は、そうだろうなと思っているんですけど。
0:19:31	例えばNo.3 を見ていただくと。
0:19:34	その趣旨になってるんだらうかって言うのがよくわからなくて、
0:19:42	そもそもよくわからないんですけど、何か別紙 2-2 は、
0:19:49	第 20 条及び第 44 条の整理市場に補足説明資料として追加するっていう
0:19:58	別紙 2-2 っていうのは今回のつつ総論での補足説明資料のそのものであって、各条のほうにも添付するっていうのは何。そういう意味ですか。
0:20:14	日本原燃遅れてございます。その通りでございまして、前回提出した資料は全体まとめの中に別紙 1 とか別紙 2 を添付しておりましたがその店舗そのうちの別紙 2 のほうについては、各整理し、各条文の整理収納に
0:20:32	添付するということを考えております。
0:20:39	規制庁コサクです。
0:20:42	それはあれですかここないだ出した別紙 2-2 というのを、
0:20:48	資料構成を変えて、各条の部分は各条文の附属説明資料に変えると。
0:20:55	言われたと思うのまずいいですか。
0:20:59	日本原燃遅れです。その通りですね別紙の 2 の 2 番の条文ごとにまとめて記載してますので、それを各整理資料にばらけばパスというふうなイメージを持っていただければいいかと思えます。
0:21:11	規制庁、古作です。書いてある趣旨はわかりましたが、それが原燃回答の欄に書いてあることとどう繋がるんですか。
0:21:33	日本原燃遅れてございます。そういう意味ではですね減免回答のところの記載が不十分で本来であれば、修正すると思うんでその修正する内容は別紙 2



	<p>ー2に記載すると、そういったことを書いた上で、対応状況について書いた別紙2-2-2。</p>
0:21:53	<p>については、補足説明資料に追加して御説明させていただきますと、そういったところを示すべきでした。</p>
0:22:01	<p>規制庁コサクです。わかりました。別紙2-2で、そもそもコメントを受けたものについてはある程度情報が入っていたんだけれども、そこだとわかりにくい。</p>
0:22:12	<p>ということだと思ったので、そういう整理をして、全体が見やすいように資料構成していきますって言うつもりですかね。</p>
0:22:22	<p>日本原燃遅れですその通りでございます。</p>
0:22:26	<p>規制庁コサクです。あの、趣旨はわかりました。</p>
0:22:30	<p>次回、コメント管理表を作るときにはそういうふうになる資料にさせていただければと思いますんで、同じナンバー3のその次なんですけど、なお書きがこれがまたよくわからなくて、</p>
0:22:44	<p>整理する必要があるというようなコメントに対して資料には明示しないという回答になっていると。</p>
0:22:52	<p>ということなんですけど。</p>
0:22:54	<p>この運用面に関わる場所であるためっていうのは、</p>
0:22:59	<p>許可での説明においては、法律で書かない理由としては不適切なんですけど、一体何を考えておられるんでしょうか。</p>
0:23:14	<p>日本原燃遅れでございます。ナンバー3のコメント等に関しましては使用済み燃料の制御室に酸素呼吸器を配備するというようなことを説明させていただいたのに対してそれが本当に必要なのか</p>
0:23:31	<p>明確化した位置付けオオオカ明確にしろというようなコメントいただきましたのでそれに対しては、その回答が現年回答の上の2行ですね、2行のところに書いてある通りで棒の配備は不要であるというふうに考えております。一方でですね。</p>
0:23:49	<p>現実的に考えるとその使用済み燃料の制御室の運転員がおりまして、実際じゃ伝わらないかというふうに考えると使う場面も出てくると。ただそれは巻き許可の整理で言えば必ずしも必要ないんだけれども、</p>
0:24:06	<p>運用面としては、時自主的にと言いますかねを置くというようなことを考えているので、というような等をこのただし以降で原燃回答の正しい工程で記載しております。それに対する対応状況として、この</p>
0:24:24	<p>対応状況のなお書きのところ運用面の部分は整理資料上では不要というふうに考えてますということを記載しております。</p>
0:24:33	<p>規制庁コサクですけど、それは読んでわかるんですけど、結論がわからなくて、</p>

0:24:40	運用面についても許可断面で整理資料には書いてあるんですよ。現状の整理資料で、
0:24:48	それをご理解いただいてないかのような書きぶりなので、何を言ってるのかわからないということです。
0:24:54	その点で言うと、コメントで位置付けを明確にすることとありますけど。
0:25:00	まずはどういう位置付け、
0:25:03	としてのものなのかっていうのは整理が今していただいたということですけど、それを書類としてはどこにどう書いておくべきなのかということの考えの整理がまだできてないってということだと思います。
0:25:19	運用については、添付書類で書いてあっても別に構わないんですけど、
0:25:25	担保すべきレベルに応じてということで、先ほど自主的っていう話もありましたけど、自主的であれば、添付 2 も要らなくて設置整理しようだけと。
0:25:35	というような会はあるかと思います。いずれにしても整理資料は単なるヒアリング資料とか会合資料ですか、ないんで書いちゃだめということではないわけですから、やるのであればそういうところで明確にされるのが普通じゃないかなと。
0:25:53	いうふうに思います。
0:25:59	日本原燃遅れでございます。今おっしゃっていただいた通りですね／運用面としてそのどのグレードで書くかというところをきちんと整理した上で、当庫の運用として書くべきところに記載したいというふうに考えております。以上です。
0:26:17	規制庁田尻です。少しだけ関連してなんですけどちょっと頭を整理しておきたいんですけど、原燃において整理資料と補足説明資料っていうのは何か割と何か厳密に書き分けてるような感じですかね、例えば、
0:26:33	No.10 とかの下から 3 行目のところで整理資料での追加の記載は不要であるため対策の具体的な流れを補足説明資料として追加するという言葉があつて、
0:26:45	これ伊藤っちゅうのが何か整理資料の移転物の中に補足がくっついてるようなイメージはあるんですけど、基本申請書の本文と添付書類等を整理資料補足の場合もあるけれどっていう大きな三つしかないと思っていて、
0:26:59	整理資料って書いてる時等補足説明資料で書いてる時っていう中厳密には分けてるんですけど。
0:27:09	日本原燃遅れでございます。そして整理資料等の 3 日ちょっと書いてある部分もあるんですけども、いや基本的な考え方として整理資料の案分というような記載をしてるところはここはもう一方の申請書の中身というふうな認識でそれの
0:27:26	補足が補足説明資料というような形で整理資料っていう時等補足説明資料と言ったときはそういう分け方をしております。

0:27:38	規制庁田尻です。要は申請書に盛り込む事項どう書いていいかわからないので整理資料という言葉で置き換えて書いてるような認識は持ちまして
0:27:48	下端ですね今さっきの整理資料には不要とかっていうのが何かその辺りからきているような気もするので、どういう言葉を使った方が規制しやすいかというところがあるかと思うんですけどせめてルール置いといてもらえると読みやすいかなという気がするんでよろしくをお願いします。
0:28:05	日本原燃のプレース承知いたしました。
0:28:10	規制庁コサクです。隙間ので大分理解はできました。その点では、整理資料の中に補足説明資料は、文書構成上あるので、そういう使い分けをされるのであれば先ほどの回答のようですね整理資料本文と、
0:28:26	整理資料の補足説明資料、
0:28:29	ということで、明確化をしていただければと思います。
0:28:37	日本原燃遅れです。承知いたしました。
0:28:47	規制庁タカナシです。よろしいでしょうか。
0:28:51	今ちょっと整理と整理しようというお話が出ましたので、ちょっとそれに関連してということで、例えばナンバーの13のところなんですけれども、これ以前コメントしていたとか溶解いただいておりますが、要はこれこちらの方の対応ということを強くいろいろ言っているのでもっとそこへの配慮っていうのは変わっていて、
0:29:10	そうなってしまってるのかもしれませんが、まずは今回の申請っていうんですかねその辺の趣旨とかそういった本来の姿っていうのを踏まえ、踏まえて整理していただきたいというのがコメントの趣旨にあります低ということだということで、今お話がありましたけれども、地域事情というのが申請書の記載内容については補足というか
0:29:30	しっかりとそれを補うような形でですね。BSSとか、それから方針の中の妥当かどうか生成するのかがどうかって聞いたことを説明しているということだと思えますけれども、そうなってくるとですね、その外部事象のところですねその有毒ガスの発生元の話で、役員のリストですね、そういったものが書かれてるっていうのは、
0:29:49	必ずしも正しいのかどうかとかですね、そういったところだ場合によっては許可の申請の方ですね、中間そちらのほうに記載があつたりする場合もあつてですね、要は説明の整理、整理として最終的にはそこにまとめたほうがわかりやすいっていったこともあるかもしれませんが、そういったところはしっかりと
0:30:06	まず趣旨というか、答申案基本を踏まえた上でですね、ちゃんともっと本来書くべきところに、どれをどういうふうな形で検討して整理をして結果として、どこに

	この穴を書きましたというようなことがわかるようなですね、対応をしていただきたいというのがコメントの趣旨でございます。
0:30:24	なので、そういった形で整理をしていただくようお願いします。
0:30:28	規制庁コサクです。ちょっと補足しますと、ここで書いてある原燃回答の内容は不十分なんですね。
0:30:39	これは発生原因の話しかあまりしていませんよ。
0:30:43	一方で、最後のところには、居住性への影響はどうなっている、これは発生量の話とは違うものが書かれてるんです。
0:30:53	で、じゃあ居住性への影響っていうのを既許可ではどうなっているのかっていうのが分析されないまま第9条で書きますってなっちゃっているんで、相変わらず吹き許可との対応関係整理できてませんねみたいになっちゃっていると。
0:31:08	ということで、おそらくこれはあ我々からのコメントの
0:31:15	具体化したのが発生原因の話のところでしたもので、それにだけとられて全体を見ていなかったっていうことだと思うんですけど、我々はその全体をコメントしたつもりなので、そういった点までちゃんと整理をしてくださいということです。
0:31:31	具体的には、居住性への影響っていうのはどこで許可でやられてると思ってるかお答えいただけますか。
0:31:46	中部、
0:31:48	うん。
0:31:49	日本原燃遅れてございます。居住性の影響については20条と26条のところにそのもの球場の事情だったり、その他の
0:32:01	9条の事象だったりといったものに対して、そのものずばり居住性についての影響を記載しているところがありますので、20条26条だというふうに認識します。
0:32:15	はい、規制庁不足です。だとすると、なんでこれだけ球場側で書くのかということがあって、条文要求としても20条26条なので、そちらのほうで評価を入れたほうが適切じゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
0:32:31	日本原燃遅れてございます。来つつ、おっしゃる。
0:32:37	無理だと思っけてまして、
0:32:40	今の議論は社内のほうでも実施しております20条26条に直接的にその情報のトリガーはそこなので、20条26条に発生元のことも含めて記載するのが適切ではないかというような話も議論されてました。
0:32:59	一方でですねその9条のところでも有毒ガスに関する外部事象衝撃に対するその影響というところで制御室の

0:33:11	当換気設備を隔離するとそういうような話が出てきてまして 20 条と 26 条にそれを持っていった場合に、9 条はどういう繋がりですかというところが、なかなかこう決め切れないところがあって、単純に球場に有毒ガスのことが、
0:33:28	載っているのであれば発生元は救助とそれ以降のところは 20 条 26 条ではないかと。うんでよいのではないかとというようなことを現時点ではこの現年回答を書いた時点では書いておりましたけれども、今おっしゃる通り確かに十条に 16 条
0:33:47	すべて高浜線あらゆるっていう部分もあまり規制庁コサクですけど、私はすべてを 20 条 26 条と言ったつもりはなくて、居住性への影響については 20 条 26 条であろうと。
0:34:00	ということなので、
0:34:03	今まで御説明あった意識はそんなにずれてないと思うんですけど、ここで書いてあるのは全部を球場で書きますって書いてあるから違和感がありますと申し上げました。
0:34:14	現状の許可も球場で発生原因のことは書いてあって、対応としても換気設備を停止隔離するみたいな話は球場でも書いてあるんですよ。
0:34:26	ですけどその具体っていうのは、整理するようには直接は回避なくて、20 条 26 条のところで隔離の手順なり何なりってところは補足があると。
0:34:38	いう状態ですから、それを踏まえて、球場で書く範囲 20 条の 26 条で書く範囲ということを整理いただければいいんだと思っています。
0:34:52	日本原燃遅れてございます承知いたしました。
0:35:01	日本原燃奥寺でございます。すいません。一つ補足させていただきますと、ナンバー13 のところで先ほど発生元の今年か書いてなくてそれ以外の全体のところも
0:35:14	全体というはその発生原因のところだけじゃなくてそれは 1 例であってそれ以外についても既許可との整合考えてちゃんと整理しようという話があったと思うんですけども、一応似たような話として 10 ナンバー10 ですねコメントNo.10 のところで、
0:35:33	等も整理しておりますので先ほどもありましたがナンバー10 とかナンバー13 でコメントを受けてましてそのどれがどのコメントに対してどのような回答してるのかっていうのは、
0:35:48	ちょっとちりばめてしまっているところもありますのでその部分も含めてきちんと整理した上で、コメント管理表管理していきたいと思っております。以上です。
0:35:58	規制庁コサクです。

0:36:01	それで、今回はこの資料が出ん前に方向性の認識を合わせましようということなので、ある程度書かれてもしょうがないかなと思うんですけど、この資料をブラッシュアップしていくという作業をする必要はそんなにないので、
0:36:17	先ほどお話あったようにシンプルに書いていくというところでええ値をいただけたら結構かと思います。
0:36:26	結局この内容は本体のその説明資料の別紙 1 にかかっていうところの
0:36:34	中で表されてくる話のはずですので、今日お話の話をした結果を踏まえてですね、適切に資料をつくっていただければ結構かと思います。
0:36:48	まず日本原燃怒られそう承知いたしました。
0:36:53	はい、規制庁コサクです。その点ではコメント管理表リバイスははしていただく必要があるのですが、拡充していくというよりは、ポイントを明確に簡略にしていこうというところで、
0:37:06	先ほどお話したような問題点が解消されていけばと思いますのでよろしくお願ひします。
0:37:13	日本原燃 6 エース承知いたしました。
0:37:22	規制庁タカナシです。
0:37:24	それでは続けたいと思います。今関連で何か
0:37:30	組み立てとあればお願ひします。
0:37:37	規制庁のフジワラいっぺん確認させていただきたいんですけども、別紙 2-2 を補足別名資料としての各条項に対応するところにお化けさせていくっていう話があったんですけども、そんなにそれに基づいてできなかった整理に基づいて、
0:37:55	記載の拡充が必要であったり説明が追加で必要だと思うところにはそれが補足説明資料の文章になって今ある関係する部分にも拡充されていくっていう理解でよろしいですか。
0:38:10	日本原燃遅れでございます。その認識で問題ありません。別紙の 2-2 はですね現在記載されてる既許可の内容が妥当であるところとプラスしてその子、
0:38:23	この記載は拡充すべきっていうそれはアプリ出すためにつくっておりますので、そこで炙り出されたものはそうそうするその別の捕捉補足説明資料のほうを拡充したり、修正したりということを考えております。
0:38:38	議長フジワラわかりましたよろしくお願ひします。
0:38:46	規制庁タカナシです。他何かよろしいでしょうか。
0:38:54	時計規制庁タカナシですね、よろしければちょっと先ほどご賛同からは記載がこの管理表シンプルにしっかり整理くださいっていうコメントがあったので、その

	細かい記載の話ちょっと少し細かい実際の話になってしまうんですが、ちょっと人一つ一つコメントさせていただきたいんですが、
0:39:12	まず懇この資料を前の前半の 1、No.1 辺りからは全般的な話にまとめていただいて、個別の展開になっているというようなまとめ方だと思うんですけども、ただその中でもですね例えばナンバーの 20 付近にあるようなところですかあと一番最後の 30 番以降のところなんかで全般という記載が、
0:39:31	あったりして全般的にあるどちらかっていうとそのコメント内容見るとですね、
0:39:37	別というよりは、全般の指定に全般に対する指摘といったものがかかってところがあると思いますというのはですね、コメントする時にですね保安例えば個別のことを例に挙げてですね、こういうような観点で整理してくださいという話をした土したとしてもですね。
0:39:54	カネカ関係するところについては水平展開をしていただいて、コメントする対応していただくということになるかと思しますので、そういった部分につきましてはちょっと少し定義のところがもし十分では適切でないところがありましたらそこは整理のほうを再整理のほうをお願いしたいというのが 1 点とですね。
0:40:13	あともう一つはですねこれは本当に簡単に記載ぶりですけども、これはヒアリングの主に話が入ってますけれども、主にヒアリングのコメントが多くなっておりますので、やはりにつきましては事実確認ということもありますので、もしこちら側の発言が必ずしも適切でなかったかもしれませんが、
0:40:31	記載ぶりですね例えば 7 万とか 8 番辺りで確認することとか検討することといったことが入ってますのでこれはですね、カワラサキをいただいて整理することとかそういう形の液体に合わせていただけをお願いいたします。
0:40:49	日本原燃 6 でございます。承知いたしましたコメントの記載ぶりについてはちょっと配慮が足りない部分もありましたのでその部分はきちんと
0:41:00	きちんとした記載にさせていただきたいと思います。以上です。
0:41:07	規制庁高橋です。よろしくお願いいたします。
0:41:12	規制庁タカナシその他何かコメントを確認等ございますでしょうか。
0:41:22	はい、規制庁のフジワラで 1 点細かい点なんですけど確認させてください。要項の使い方なんですけど、技術的能力を持って一声 20 だと極めておっしゃって機能を全般、
0:41:35	ほか導入のかつていうのがちょっと打ち合わせ資料見ていけばわかると思うんですけども、今後、このコメント管理表とかで見たときにも、どういうふうに見たらいいの講習たいので聞きたいんですがえ等出てこられると 1.0 って書いてくれている時とか等に
0:41:51	2 ポツとかで書いてあるときと、技術的能力って書いてあるときがあって、いっぱい残って変えたと

0:41:59	能力全体を示すと思っていて、
0:42:01	それともちょっと書き、
0:42:03	細かく書ききれてないってことなのか、どうなるかなと思っているんですか。いかがですか。
0:42:11	日本原燃奥寺でございますと実際の所言いますとちょっと書き切れていないところがありますので、きちんと技術的能力とのみ変えていれば全般ですし、1.0 だったり 1.12 だったらいいか書いてあれば
0:42:27	ピンポイントでそこんと、そういうような使い分けをしたいと思います。以上です。
0:42:33	フジワラですよろしく申し上げます。
0:42:43	規制庁タテウチ話で、すいません。どうぞ。規制庁田尻です。なぜなら大枠別途それでコメント票についてという形になれば、ある程度考え方聞いていきたいんですけど、今回 9 条のところが出てきてたりして他基準に合わせたということがわかりましたっていうのがほとんど修正になったか。
0:43:03	うん思うんですけど、以前、入れていかなければ出し直し前のときにもらったやつだといういろいろ明確化の検討とかもいろいろされた上でっていうのは結構あったと思うんですけど、今回申請書なのか整理資料なのか、どのレベルか値でまず置いとくとして、よりわかりやすくするために記載腰椎の追加しようとかそういう検討の結果っていうのは、
0:43:23	どんな感じになったんでしたっけ、全く必要ないっていう整理でも終わったんでしたっけ。
0:43:35	日本原燃の奥でございます。球場で言えば例えば今おっしゃられてるのはおそらく回答例えば救助の有毒ガスの発生元を具体化したいと以前に説明させていただいたところはどうなってます銅することになったんですかというようなご質問だと思うんですけども、
0:43:53	窮状に関して今言えばですね、申請書ベースとかそういったところで、そういったものを具体化するというのは不要というような判断にしております。一方で有毒ガスの 20 乗とか 26 条とかで、
0:44:11	見地検出装置が必要かどうかというそういう観点ではその具体的な有毒ガスっていうのが必要なその発生原因っていうのも評価が必要になってくるので。その部分では評価上は出てきますけれども、それは
0:44:26	申請者とかに展開するとそういったことは、当間考えておりません。以上です。
0:44:34	規制庁田尻です。その判断しましたと考えておりませんの理屈を聞いておきたくて、基本的に既許可のタイミングでほとんどのことをやりましたっていうのはその通りだと思っていて、今回規則とか解釈とかの話でいうと有毒ガスの制御室とかそういう条文で変わったっていうのも事実だとは思っているんですけど。



0:44:53	適正化とかっていうのは、今回も検討対象から外したっていう整理なんでしたっけ。
0:44:59	よもやのやっていることは把握しているんですけど、読みやすかったがっていうと言いつらかったところは多々あるような気もしていて、何か新しいものを設置しますとかっていうのは何か言い方変じゃないっていうのは前からあったと思ってるんですけど、前からやってたものを今回明確化するかどうかの検討っていうのは先ほど判断されたようなこと言われたんですけど、どのような検討されたんでしたっけ。
0:45:22	規制庁コサクですけど、ちょっと回りくどい
0:45:26	いや、うん。
0:45:28	問題点がうまく
0:45:31	話として共有できたような気がするので、私としての認識をお伝えしますと原燃ではそう考えてるのはもう、もう聞いてるんですけど、それを本当にそれでいいのか、なんでだという説明は聞いていないと思っていて、
0:45:48	それをこんと改めて整理資料一式並べて説明をいただくと。
0:45:54	ということだと思っています。
0:45:58	なのでちょっと今のタジリの質問に対して、原燃としてどう判断してるんだっていうのを聞いたっていう感じで回答されたんですけど、ヒアリングとしてはこの場で終わりということではなくて、或いはこれまでに終わりということではなくて、まだ0tあって、次回資料が提示されてから、
0:46:16	具体的に議論をしていくということだと思っています。なので、そういう議論ができる整理資料出してくれというのが、前回改めてというふうにお話ししたことです。
0:46:31	日本原燃遅れてございます。承知いたしました。その点で言いますとですねNo.1の現年回答の中でこういう資料作成構成とする予定ですよっていうところに書いてある書いているんですけども還付整理資料に先ほど別紙の2-2を
0:46:49	展開するという話させていただきましたが、その頭紙というような形で説明書をちょっと作ろうと思っていて、その中にですね寄与変わった等であるっていうような判断をした結果だったり、条文の繋がりだったり、
0:47:08	あとは巻き強化の中でここをこういう理由で膨らませますと、そういった理由も含めて、
0:47:16	記載しようというふうに考えておりますので、そこで議論させていただければというふうに考えております。
0:47:25	規制庁、古作です。わかりました、ちなみに、そういった趣旨はこのコメント管理表の中だと書かれてますか。

0:47:35	日本原燃奥寺でございます。一応ちょっと今のそのNo.1 の回答の中ですね一番下から3行目分のところで位置を表したつもりではあったんですがちょっと
0:47:49	不十分だったかなというふうに思います。以上です。
0:47:53	規制庁コサクです。わかりました。今説明を受けるとこの文言のその部分はそういう捨てるのかということはわかりましたけどあの結論ありき的に書かれているような文章だったので、その辺りが
0:48:09	わかるようにしといていただけたらいいかなと思います。
0:48:15	日本原燃遅れそう承知いたしました。
0:48:21	規制庁田尻です。そういった理由と今後整った資料で改めてできるところはありますけど、原燃として、このコメントも解消あったと思ってるやつって何かの認識だけ確認しといていいですか。はいを今後資料が出てくるやつはそのタイミングで話はいいんですけど。
0:48:38	お金を終わっていると思っているやつがあって終わってなかったら話がややこしいかなと思うので、
0:48:55	日本原燃奥でございます。ですね基本的にはこの対応状況で反映済みとかです。ねそういったところを書いてあるところは我々としては対応終了というような話で考えておったんですけども先ほど例えばNo.5 で一方これも反映済みで、
0:49:15	これは持つてる話というような認識だったんですが先ほどコメントの作り込みっていう観点かもしれませんけれども何倍その繋がりがったり、あと先ほどあった通り個別って書いてありますけど、当然版として言ったつもりとそういうようなお話もありましたのでその部分をちょっと
0:49:34	もう一度改めて確認が必要かなというふうに考えております。
0:49:41	規制庁田尻です。あれ全般としては今回コメントとしてられたの一覧ができたので、これに対応する形でこの部分について提出済みの資料からすべてを修正するか置いとくとして資料を改めて出てきてそれでちゃんと説明する予定ですよと思っておけばいいですか何かこのコメントで、
0:50:00	認識合わせしないと何か話が聞けるような挙動ないと思っいて大丈夫ですか。
0:50:11	日本原燃の方でございます。今のタジリさんのおっしゃる人認識の通りで問題ないと考えています。コメントリスト自体も書類の体系に合わせた仕分けの仕方をした上でどこの書類で何を回答するかっていうところは、
0:50:27	わかりやすいようにしますので、PARの書類の提出に合わせて、コメントの回答という形で進めさせていただければと思います。
0:50:36	以上です。規制庁田尻列理解しましたよろしく願います。
0:50:47	町タカナシです。その他何か個別等確認等ございますでしょうか。

0:51:02	規制化形状タカナシです。規制庁がよろしいの場合と、日本原燃の方から何か追加の説明とかこういう人等がもしありましたら、いかがでしょうか。
0:51:21	日本原燃の三浦です。日本が特にありません。
0:51:27	規制庁コサクです。すいません。
0:51:31	特にないということなんですけど、そもそも対応状況に書いてある内容でっていう内容っていうか、
0:51:41	程度感でいうと、本当は今後の作業方針的にいつまでに何しますとかっていう
0:51:49	スミ2 言い方のイメージも共有できたほうがよかったんですけど、今回そういうのが全くなくて、
0:51:59	いつぐらいにどういう資料出していくつもりなのかっていうのは、
0:52:04	説明いただきたいんですってどうで+ですね先ほど9条ではなくて20条26条に居住性をという話もしましたけど、重大事故の整理資料はとかっていう話も前回していて、
0:52:21	結局、どれ、どういう資料を準備しようとしているのか、いつぐらいに提示しようとしてるのかっていったところの概略を説明いただけますか。
0:52:41	文献にも見えるんです。
0:52:43	医療機関のまで整備資料なんですけれども、とですね、対象となる整理しようという主旨は全部全中後、
0:52:52	条文になるかなっていう形で今考えておましてですね、まずそちらのほうの収束してこれからやっていくという形になると思います。
0:53:02	はい。
0:53:03	もう
0:53:07	規制庁コサクですがかなりちょっとでも関連すると思ったら、提出するという
0:53:15	マインドに変わっておられるっていうことだと思いますけど。
0:53:18	その場合関係ないところまでいっぱい紙が送られてきてもしょうがないような気はするんですが、どんなつくり込みをしていくことにされてますか。
0:53:33	日本原燃の三浦です。
0:53:36	ええとですね、
0:53:38	本件箇所がですねないようなこれTF度につきましては、整備士の本文にですね。ええと。
0:53:48	付託説明資料の見解ですね平場も多く入れまして、その該当する。
0:53:56	正式な時べしによりすね
0:54:01	加工しましたら、御説明資料、これをですね、添付していくっていう形で今考えてございます。
0:54:10	規制庁、古作です。わかりました。そういう意味では、整理資料本文は意識、
0:54:17	そろえて、それが影響しないことっていうのを補足説明資料で

0:54:24	この間出された別紙 2-2 などを常に作っていくと、従来あった補足説明資料については直接関係しないので、今回のテンプレからは省略をします。
0:54:35	ということですね。
0:54:40	日本原燃の飯田です。はい。その距離がございます。
0:54:45	はい、規制庁コサクです。わかりました。それであれば、あんまり負荷のかからない形で効率よく作業をされる予定していただけるかと思えますので、それで進めていただければと思います。それで提出のスケジュール感はいかがでしょう。
0:55:10	そうですね。
0:55:11	はい。
0:55:12	日本にもいえるでしょう。
0:55:15	そうですね規律につきましては、8月14日の週ですね今考えてございましてですね、大体その週の半ばぐらいまでっていうことで、今ちょっと考えておりますけれども、中身がですね、きちっとできた。
0:55:31	確認したようにですねお出ししたいという形で考えてございます。
0:55:44	規制庁田尻です。そのタイミングで1件は資料がそろっていると思えばいいですかね。
0:55:52	いろんな面の三浦です。はい、対象となるですね、条文の成立につきましては、意識する警報出しする形で考えてございます。
0:56:10	規制庁コサクです。
0:56:15	家と一式ちゃんと確認した上でということなので、それはそれで期待をしてお待ちをしておきますが、
0:56:27	ちょっと全館論としてやはり心配なのは、今回の回答でも幾つか見え隔離する重大事故対象での何でしたっけ、重要操作していたっけ。
0:56:41	どうかっていう話Cがどこにおさまるのかと。
0:56:46	というのがちょっと、随分と曖昧で、今回のコメント管理表だと給料に全部押し込めるみたいになっちゃったんで、全部がそっちにいて、重大事故なのに、DBの9条ですかみたいな感じなんですけど。
0:57:01	各条に分けて整理をしていくってなると、重大事故等の資料でどういうふうにやっていきますかっていうことにもなると思うんですけど、その辺りの考え方で政治は話はしてなくても大丈夫ですか。
0:57:20	日本原燃の小出でございます。今の御質問をナンバー15のコメントに関わるころだと思っております、体制関係のところ整理しているわけないだったり、説明が不十分補足説明が不十分というようなコメントいただいてましてそれに対してはですね。
0:57:39	まず別紙 2-2 のほうで、そういった

0:57:43	先ほども御説明させていただいた通り許可でどういう対応をしていてそれが十分加東そういった整理は別紙の 2-2 でさせていただいた上ですね、ここで限ってやるとまた以降のところなんですけども、方法により必要な要員が防火もこれは既許可のほうで説明をしております、
0:58:03	今のところ我々としてもその 1 秒間の記載が十分申請書の記載十分というかばきちんと折り込まれているというふうには考えているんですけども、そのの方、十分ですというところをより具体的に補足するという観点で、
0:58:21	4 月 28 日に提出させていただいた整理資料の中でその補足説明資料の 14-1 とか 2 とか 15 というものがあつたんですけども、それをまとめたもので説明させていただければというふうに考えております。
0:58:38	規制庁不足ですわかりましたあのSAについては基本技術的能力 1.0 の整理資料で説明をされると。
0:58:47	ということですけど、一方で重大事項の制御室緊対所っていうのも、
0:58:53	あって、それは重要操作設備設置地点とは別に整理をされるということだと思っておりますけど、一応そんな理解でいいですか。
0:59:03	日本原燃遅れでございます。その通りで 441046 条についても別紙 2-2 を作り込みまして、整備資料に添付して、これも基本的には既許可で十分ですという回答になるというふうに考えておりますが、そこで説明させていただきたいというふうに考えております。
0:59:24	はい、規制庁コサクです。わかりました。江藤。
0:59:29	念のためですけども、既許可では隔離ということを週にしている、
0:59:37	今回も隔離が主ですということなので変わりませんという説明だとは思いますが、一方で、僕の話っていうのをどこまで書くのか。
0:59:49	ということについては
0:59:51	議論があろうかなと思いますので、そう考え方がわかるように基づいていただければと思います。よろしくお願ひします。
1:00:01	日本原燃遅れず承知いたしましたきちんと説明できるような資料を作りたいと思います。以上です。
1:00:16	経常タカナシです。その他何か規制庁ドア現在には何かありますでしょうか。
1:00:30	説明と規制庁タカナシですねとよろしければですね許可と本日の日は議論を踏まえましてですね、考え方等整理していただいて資料のほう作成使つとって質問をよろしくお願ひいたします。
1:00:50	日本原燃の小出です。承知いたしました。
1:00:56	規制庁タカナシですね皆様よろしければですね、これで有毒ガスの本日のヒアリングをしたいと思ひますけれどもよろしいでしょうか。

1:01:12	本庁側大丈夫です。
1:01:18	はい。
1:01:19	農業にですね、南側の組み合わせ。
1:01:24	規制庁試すありがとうございます。それでは本日の流動化のヒアリングはこれで終了したいと思います。